

本資料は、資料1の補足説明用資料です。資料1と合わせてご確認ください。

【スライド番号1】

資料1では、主に3つの項目について掲載しています。

I 全サービスに共通する主な改定事項

報酬改定により改定された内容を、「人員に関するもの」、「運営に関するもの」、「報酬に関するもの」の3つに分類分けしたうえで、本項目では主に「人員」と「運営」に関する改定内容を記載しています。

「報酬」に関する内容は、厚生労働省資料「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（令和3年2月4日）」をご確認ください。

II 令和3年7月からの基準省令改正について

令和3年7月1日施行の基準省令改正により、全サービスを対象として、事業者等における諸記録の作成や保存、利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的記録による対応が可能になりました。本項目では、主な改正内容や電磁的記録に係る留意点を記載しています。

III その他周知事項について

「情報公表システムの公表」及び「災害時情報共有システム」について記載しています。特に、「災害時情報共有システム」は今年度より運用が開始されることとなりましたので、必ずご確認ください。

【スライド番号3～5】

主な改定内容や、経過措置についてまとめています。取組み事項によって、義務化や廃止時期が異なりますのでご注意ください。なお、経過措置期間は設けられていますが、余裕をもって取組みを開始いただきますようお願いいたします。

【スライド番号7】

【全サービス】「常勤」要件及び「常勤換算」要件の一部緩和

従来、育児のための短時間勤務を行う場合には、「常勤」についての特例（週 30 時間以上の勤務で常勤扱い）が設けられていましたが、介護のための短時間勤務については特例が設けられていませんでした。

また、育児・介護のための短時間勤務を行う場合の「常勤換算」の取扱いや、産前産後休業制度や育児・介護のための休業を取得する場合の「常勤」の取扱いについても、特段の特例は設けられていませんでしたが、今般の報酬改定において、新たな取扱いが示されました。

障がい福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止（定着促進）を図る観点から、全サービスを対象に、「常勤」要件及び「常勤換算」要件が一部緩和されることとなりました。

具体的な変更点については、資料に記載のとおりですが、従来、特段の特例が設けられていなかった育児・介護のための休業や母性健康管理措置として短時間勤務を行う場合の「常勤」及び「常勤換算」の特例が新たに示されています。

（参考）母性健康管理措置とは・・・

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後 1 年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが、事業主に義務付けられています。

【スライド番号9-13】

【全サービス】 1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化

障害福祉サービスは、障がいのある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染防止対策を徹底したうえで、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。

従来、基準省令における感染症への対応としては、施設サービスや通所系・居住系サービスにおいて、「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ず

るよう努めなければならない」という努力義務が規定されていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組みの重要性が再認識されました。

これにより、各サービス事業者の感染防止の取組み強化や、感染対策を講じながらの継続的なサービス提供が求められる観点から、今般の報酬改定において、全サービスを対象に、感染症対策の徹底に係る取組みが義務化されることとなりました。

義務化された具体的な取組みについては、資料掲載のとおりです。

3年間の経過措置期間（令和6年3月31日まで）の後、令和6年4月1日から義務化されますので、経過措置期間中に、必要な取組みに係る準備をお願いします。

主な取組みとしては、感染症対策委員会の定期的な開催及び結果の従業者周知徹底や、指針の整備、定期的な研修・訓練の実施等が挙げられますが、サービス種類によって、委員会の開催頻度や、研修・訓練の実施頻度が異なります。

本項目では、サービスを2種類に分けて記載していますので該当するサービスの取扱いについてご確認ください。

○Aサービス：訪問系・相談系・就労定着支援・自立生活援助

○Bサービス：Aサービス以外

指針の整備に係る規定項目の内容や、研修及び訓練の実施に際しての参考資料としては「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」をご活用ください。また、厚生労働省において感染症対策の研修動画も掲載されていますので、あわせてご参照ください。

【スライド番号 14-17】

【全サービス】 2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

前述の「1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化」でも触れましたが、障害福祉サービス等の現場における感染症対応力を底上げしつつ、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるようにすることが求められます。

このため、今般の報酬改定において、全サービスを対象に、業務継続に向けた計画（B

CP)等の策定や定期的な研修・訓練の実施等が義務化されることとなりました。

義務化された具体的な取組みについては、資料掲載のとおりです。

3年間の経過措置期間（令和6年3月31日まで）の後、令和6年4月1日から義務化されますので、経過措置期間中に、必要な取組みに係る準備をお願いいたします。

なお、業務継続計画の策定に係る参考資料として、厚生労働省ホームページに掲載されている資料をご案内しています。義務化された策定種別にあわせて、感染症発生時と災害発生時の業務継続計画のガイドラインが掲載されており、各種参考様式も掲載されておりますのでご活用ください。

【スライド番号 18-21】

【全サービス】 3. 障がい者虐待防止に係る取組みの義務化

障害者虐待防止法第15条に基づき、障害福祉サービス事業者等は、従業者に対する研修の実施等、障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。基準省令の一般原則においても、指定障害福祉サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

また、国が作成している「障害者が虐待の防止と対応の手引き」においても、虐待防止のための体制整備の取組みの一環として、虐待防止委員会の設置が求められていましたが、虐待防止のための責任者や虐待防止委員会の設置状況については、サービス類型によって大きな開きがありました。

一方、障害者虐待の件数は年々増加傾向にあり、虐待発生要因には個人的要因、組織的要因のいずれも存在することから、今般の報酬改定において、全サービスを対象に、虐待防止委員会の定期的な開催及び結果の従業者周知徹底や、従業者への定期的な研修の実施、虐待防止等のための担当者の設置が義務化されることとなりました。

義務化された具体的な取組みについては、資料掲載のとおりです。

1年間の経過措置期間（令和4年3月31日まで）の後、令和4年4月1日から義務化されますので、経過措置期間中に、必要な取組みに係る準備をお願いいたします。

虐待防止委員会の定期開催や従業者への研修に際しての参考資料として、厚生労働省

ホームページに掲載されている資料をご案内していますので、ご確認ください。

なお、虐待防止のための指針の作成は、義務化された取組みではありませんが、作成が「望ましい」とされています。ただし、前述した「1. 感染症及びまん延の防止等に関する取組みの義務化」及び、後述する「4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化」に規定されている指針の整備は義務付けられた取組みですので、取扱いの違いにご留意ください。

【スライド番号 22-27】

4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化 【自立生活援助・就労定着支援・相談系以外】

従来、通所・入所・居住系サービスの基準省令には、各サービスの創設当初から「身体拘束等の禁止」について規定されており、身体拘束等の適正化を図るため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

この「身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準省令で規定されている「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項」を記録していない場合に適用されるものです。

今般の報酬改定においては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、更なる見直しについて検討すると整理されていたことから、自立生活援助・就労定着支援・相談系サービス以外のサービスを対象に、身体拘束適正化委員会の定期的な開催及び結果の従業者周知徹底や、指針の整備、定期的な研修の実施が義務化されることとなりました。

訪問系サービスについても、知的障がい者や精神障がい者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されることから、今般の改定により、基準省令に「身体拘束等の禁止」の規定及び身体拘束未実施減算が追加されました。また、他の障害福祉サービスにおいて既に義務化されている「身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月1日から義務化されています。

訪問系サービスを含め、他の障害福祉サービスにおいて新設された取組みである「定期的な委員会の開催及び結果の従業者周知徹底」、「指針の整備」及び「定期的な研修の

実施については、1年間の経過措置期間（令和4年3月31日まで）の後、令和4年4月1日から義務化されますので、経過措置期間中に、必要な取組みに係る準備をお願いいたします。

なお、新設された減算の算定要件は、いずれも令和5年4月1日から適用されますのでご注意ください。

身体拘束等適正化に係る取組みの参考資料として、厚生労働省ホームページに掲載されている「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」をご案内しています。本手引きにおいて、身体拘束の具体例ややむを得ず身体拘束を行う場合の留意点等も記載されていますので、ご確認ください。

【スライド番号 28】

【全サービス】 5. 障がい福祉現場の業務効率化を図るためのICT活用

従来、障害福祉分野においてICTの活用について通常の報酬上の取扱いはなされていませんでしたが、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いとして、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合には、特定事業所加算の算定要件の定期的な会議の開催等についてテレビ会議等を活用する等の柔軟な対応も可能とされました。

今般の報酬改定では、全サービスを対象に、今後想定される現役世代の減少や人材確保を見据え、障害福祉サービス等の生産性向上及び業務の効率化並びに災害や感染症の発生時の支援の継続を見据えた対応を行うため、新たにICTの活用に係る取扱いが明確化されました。

このことにより、運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援については、テレビ電話装置等を用いた支援が可能となります。

ICT活用が可能となる具体的な委員会や相談等については、資料掲載のとおりですが、例えば、前述した「1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組み」において義務化されている「感染対策委員会」や、「虐待防止委員会」及び「身体拘束適正化検討委員会」について、テレビ電話装置等を用いた開催も可能です。

また、計画相談支援及び障害児相談支援における「サービス担当者会議実施加算」に係るサービス担当者会議についても、テレビ電話装置等を用いた開催が可能です。

加えて、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護における「特定事業所加算」における、利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした定期開催の会議についても、テレビ電話装置等を用いた開催も可能となりました。

【スライド番号 30-38】

令和3年7月～基準省令改正について（電磁的記録について）

令和3年7月1日施行の基準省令改正により、全サービスを対象に、指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成や保存及び利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的記録による対応が可能となりました。

電磁的記録とは、パソコンやスマートフォン、タブレット等により作成・閲覧・保存等ができる記録を指します。

本項目では、「電磁的記録による作成・保存」、「電磁的方法による交付」の取扱いにおける留意点について掲載していますので、取扱いにあたっては十分ご注意ください。

なお、電磁的記録による取扱いについては、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol. 5（令和3年6月29日）の問1～問7にも記載されていますので、合わせてご参照ください。

【スライド番号 40-41】

障害福祉サービス等情報公表制度への事業所情報の入力（依頼）

平成30年4月から開始されている「障害福祉サービス等情報公表制度への事業所情報の入力」について、改めてご案内します。事業者は、障害福祉サービスの事業所情報を、インターネットを使って「情報公表システム（WAMNET）」から入力し、都道府県等へ報告することが必要です。（全サービス共通）

県内の事業所は、相談支援事業所も含めて、愛媛県または松山市にご報告いただくこととなっており、初回の入力だけでなく、毎年度、報告が必要です。年度ごとの報告開始時期については毎年度お知らせしておりますので、通知が届きましたら期日までのご報告をお願いいたします。

なお、新規事業所については県（松山市所在の事業所については松山市）において、初期登録を行います。初期登録がされた事業所については、WAMNETより「事業所登録

通知」メールが事業者宛に届きますので、手順に沿って、必要な情報の入力をお願いいたします。

現在、ほとんどの事業所からご報告をいただいておりますが、一部未報告の事業所や差戻しのまま再申請がなされていない事業所も見受けられますので、必ずご報告ください。

なお、ご報告いただいた内容はWAMNETのホームページに公表されて閲覧ができるようになりますので、報告内容に修正が生じた場合は、適宜内容の修正をお願いいたします。

【スライド番号 42-43】

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて

本項目では、令和3年度から運用が開始される「障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下「災害時情報共有システム」という。）」のシステム運用の流れや必要情報の登録について、ご案内します。

災害時情報共有システムとは、災害発生時に障害福祉サービス等事業所の被災状況を自治体や国と情報共有するためのシステムであり、国や自治体が被災状況の情報を共有するためのものであるため、一般には非公開です。

この災害時情報共有システムの運用にあたっては、平時から事業所の緊急連絡先等の登録をいただくほか、災害発生時には被災状況を入力（報告）いただくこととなります。

まず、事業所名等の基本情報については、前述した「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」に登録されている情報が自動反映されます。そのため、情報公表システムにおいて未申請のまま（公表となっていない）の場合は、災害時情報共有システムへの登録ができませんので、必ず報告申請を行ってください。

次に、事業所の緊急連絡先等の登録については、システムの運用にあたって、既にほとんどの事業所にご協力をいただき、情報登録が完了しております。

情報公表システムにおいて未申請から申請済みとなった事業所や新規事業所等、登録がまだの事業所については、別途ご案内しますので、連絡がありましたら、必要情報の登録手続きをお願いいたします。

最後に、災害発生時の被災状況報告についてご案内します。厚生労働省からの指示による報告対象の災害が起こった場合は、災害時情報共有システムに緊急連絡先として登録されたメールアドレス宛に、WAMNETよりメールが届きます。

メール本文に、報告用のURLが記載されていますので、パソコンやスマートフォン等からアクセスのうえ、被災状況の有無及び、被災「有」の場合は設問に沿って具体的な被災状況を報告してください。

災害時情報共有システムに係るお知らせや操作説明書については、資料に専用ページのURLを記載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

災害時情報共有システムは、国や自治体が被害状況の迅速な把握・共有および、被災した施設や事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備されたものです。お手数をおかけしてしまいますが、本システムの趣旨をご理解いただき、登録並びに運用へのご協力をお願いいたします。

なお、緊急連絡先等の登録完了に時間を要することから、当面の間はこれまでの個別連絡による被災状況の確認も併用して運用予定ですので、あらかじめご承知おきください。